SIGFOX チャネルパートナー約款

京セラコミュニケーションシステム株式会社(以下「当社」といいます)は、SIGFOXチャネルパートナー約款(以下「本約款」といいます)を定め、SIGFOXネットワークを活用した情報収集・配信サービス(以下「SIGFOXサービス」といいます)を活用し、当社と共にSIGFOXサービスの事業拡大を目指す事業者(以下「事業者」といいます)であって、当社からSIGFOXチャネルパートナーに登録された事業者(以下「パートナー」といいます)に対して、本約款の定めに基づきサポートを提供します。なお、パートナー登録には、事業者が、本約款の内容を承諾の上、当社所定のSIGFOXチャネルパートナー申込書(以下「申込書」といいます)を当社に提出することが必要です。

本約款で使用する用語の定義は、本書で別途定める場合を除きSIGFOXサービス約款の定義に従います。

第1条 目的

当社は、SIGFOXサービスの活用を通じ、SIGFOXサービスのエンドユーザ(以下「エンドユーザ」といいます)への新たな価値の創出と利便性の提供を通じ、当社及びパートナーの事業創出・拡大を目的として、SIGFOXチャネルパートナープログラム(以下「本プログラム」といいます)を定めます。

2. 当社及びパートナーは、SIGFOXサービスの活用促進と事業拡大を実現するために、相互並びに他のパートナーと積極的に連携し、協力を行い、最善の努力を行うものとします。

第2条 本プログラムの内容

当社は、本プログラムの内容として、パートナーに対して、以下のサポートを提供します。なお、詳細については、別途、当社から提示する説明資料等の定めに従うものとします。

- (1) SIGFOXサービスの販促活動への協力
- (2) SIGFOXサービスに関する情報の提供
- (3)パートナーに対する販売初期トレーニングの実施
- (4)パートナー向けのコミュニティ活動の開催

2. パートナーは、本プログラムの内容として、自己の費用と責任において、下表に定める内容を自らのパートナー区分に基づき、積極的に取組むものとします。なお、パートナーは、本プログラムの取組み及びその成果に関して、各種法令に基づき、またはSIGFOX社との関係において、必要とされる許認可、認証または承認等に関する必要な手続の全てを、自らの責任と費用負担において完了すると共に、各種法令との適合と、その遵守を行い、適正に対応します。

パートナーの区分: パートナーの取組み内容

デバイスパートナー(SIGFOXサービスを利用するためのチップ、モジュール、モジュール内蔵デバイス等、サービス用無線端末を製作し提供または販売するパートナー):パートナー登録から1年以内にSIGFOXサービスに用いる無線端末を1つ以上製作し提供または販売するよう積極的な努力を行います。

アプリケーションパートナー(SIGFOX社のクラウドサービスと連携可能なアプリケーションを開発し提供するパートナー):パートナー登録から1年以内に、SIGFOX社クラウドサービスと連携可能なアプリケーションを1つ以上開発し提供するよう積極的な努力を行います。

インテグレーションパートナー (SIGFOXサービス活用に関するコンサルテーション、SIGFOXサービスを活用したIoTソリューションの開発、構築、導入、運用までの全部または一部(以下「インテグレーション」といいます) を提供するパートナー):パートナー登録から1年以内に、インテグレーション案件を1件以上対応するよう積極的な努力を行います。

3. パートナーは、第2項に定める本プログラムの取組み及びその成果について、対象となるエンドユーザ、各成果の使用目的(用途)その他当社が別途指定する情報を管理し、当社が要請する場合、すみやかに当該情報を書面により報告するものとします。

4.パートナーは、セミナー、SIGFOXサービスに関する勉強会等の当社が参加または開催するイベントに関して可能な限り当社に協力します。

5. 当社は、パートナーによる本プログラムの取組み状況に関して、パートナーと共に協議し、本プログラムの内容に基づき、都度必要な対応を行うものとします。なお、当社は、本約款において別に定める内容に基づきパートナー登録の削除を行う場合を除き、パートナーの取組み状況及びパートナー登録継続の意向等を確認の上、パートナー登録の削除を行う場合があります。

第3条 知的財産権

パートナーは、本プログラムによる取組みにおいて、当社または当社以外 の第三者の知的財産権、ノウハウ、技法等を侵害し、またはトラブル等を 発生させないものとします。

第4条 SIGFOXネットワーク回線の購入

パートナーは、別途当社が定めるSIGFOXサービス約款等の内容に従い、当社からSIGFOXサービスを利用するためのSIGFOXネットワーク回線の利用権を購入することが可能です。

第5条 競業避止義務

パートナーは、自らまたは関連会社をして、SIGFOXネットワークまたは毎秒数kbps通信を扱う無線通信と定義された技術と競合する $ISM(Industry-Science-Medical:産業科学医療)帯域または<math>SRD(Short\ Range\ Device:短距離デバイス)帯域の公的低消費電力広域通信回線ネットワークを展開または運営することを事業として行わないものとします。なお、本条に定める義務は、パートナー登録の削除後においても1年間継続されるものとします。$

第6条 反社会的勢力との取引等の禁止

当社及びパートナーは、自己(役員を含む)が反社会的勢力(暴力団を含むものとしますがこれに限らず、また団体、個人を問いません)の関係者に該当しないことを表明します。また、当該関係者と取引し、または交際しないことも約束します。

2. 当社は、パートナーが前項に違反しまたはそのおそれがある場合、何ら催告なく直ちにパートナー登録の削除を行うことができるものとします。

第7条 秘密の保持

当社及びパートナーは、本プログラムに関する活動を通じ知り得た当社、他のパートナーまたは第三者(エンドユーザを含みます、本条において以下同じ)の業務上または技術的な情報(以下「秘密情報」といいいます)の取扱いに関し、次の定めを遵守します。

- (1) 秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること。
- (2) 秘密情報を本プログラムに関する活動のためにのみ使用するものとし相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本プログラムに関する活動の目的を達成するために知る必要のある自社(SIGFOX社とその関連会社、本プログラムに関する業務を当社から受託したものを含みます)の役員、従業員以外の第三者に開示、漏洩等しないこと。
- (3) 本プログラムを実施する目的を超えて、秘密情報の複製、改変等を行わないこと。
- (4)前各号の定めにかかわらず、法令により秘密情報の開示を要請された場合、当該要請に応じ秘密情報を開示すること。但し、開示にあたり可能な限り事前に相手方に通知し、相手方が当該要請に対応するための機会を設けるものとします。
- (5)パートナー登録の削除があった場合または相手方が要求した場合、秘密情報をすみやかに相手方に返却、または相手方の指示に従い破棄の上、相手方の要求に応じ破棄したことを証する書面を提出すること。 2. 前項の規定にかかわらず次の各号に該当するものは秘密保持の対象から除外します。
- (1)情報を知得した際に、既に知得していたもの
- (2)情報を知得した際に、既に公知であったもの
- (3)情報を知得した後に、自らの責によらないで公知になったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに入手したもの
- (5)知得した秘密情報によらずに、独自に開発したもの
- 3. 本条に定める義務は、パートナー登録の削除後においても3年間は継続されるものとします。

第8条 本プログラムに基づく取組み内容の公開

当社は、パートナーからの承諾を得ることにより、パートナーによる本プログラムに関する取組み内容を、当社が作成する資料に基づき、当社WEBサイト、当社が参加するセミナー、勉強会等のイベントにて発表することを承諾するものとします。

第9条 トラブルへの対処

本約款または本プログラムの取組みに関連して、当社、他のパートナー、第三者(エンドユーザを含みます)との間で、何らかのトラブルが発生した場合及び本約款に違反した場合(以下「トラブル等」といいます)、また当該トラブル等に関する損害を賠償する必要が生じた場合、パートナーは、自らの責任と費用負担において当該トラブル等を解決し、またその損害を賠償するものとします。ただし、当社の責により生じたトラブル等については、この限りではありません。

第10条 権利義務の譲渡

パートナーは、パートナーの地位を譲渡、承継、移転等することはできません。

第11条 パートナー登録の削除

当社は、本約款において別に定める内容に基づきパートナー登録の削除を行う場合及びパートナーから2週間前にパートナー登録の削除を希望する申込みを受領した場合の他、パートナーが以下のいずれかに該当した場合においても、当社の判断によりパートナー登録の削除を行うことができるものとします。

- (1) 第1条に定める本プログラムの目的に反する事実があった場合
- (2) 本約款に違反し、当該違反により回復できない事態が生じた場合
- (3)自らの事業を運営するために必要な資力、与信等を著しく欠いた場合 (法的倒産手続の申立て、または当該手続が開始された場合を含みます)

第12条 本約款の変更

当社は、本約款の内容を変更することがあります。この場合、変更後の 約款に従うものとします。